

特定外来生物

～特定外来生物の拡大を防ぐために～

大分市内で確認されている特定外来生物(15種) 2021年時点

主に農作物へ悪影響を与える



アライグマ



クリハラリス

主に漁業へ悪影響を与える



オオクチバス



ブルーギル

主に生態系(在来種の繁殖)へ悪影響を与える



ソウシチョウ



ガビチョウ



ウシガエル



カダヤシ



ツマアカスズメバチ



ブラジルチドメグサ



オオフサモ



オオキンケイギク



オオカワヂシャ



アレチウリ

主に人の身体へ悪影響を与える



セアカゴケグモ

カダヤシ(写真提供:国立環境研究所)
カダヤシ・アレチウリの実以外の生物(写真提供:環境省)

特定外来生物の
詳しい情報は、
環境省または
大分市ホームページを
ご覧ください。



環境省
「日本の外来種対策」



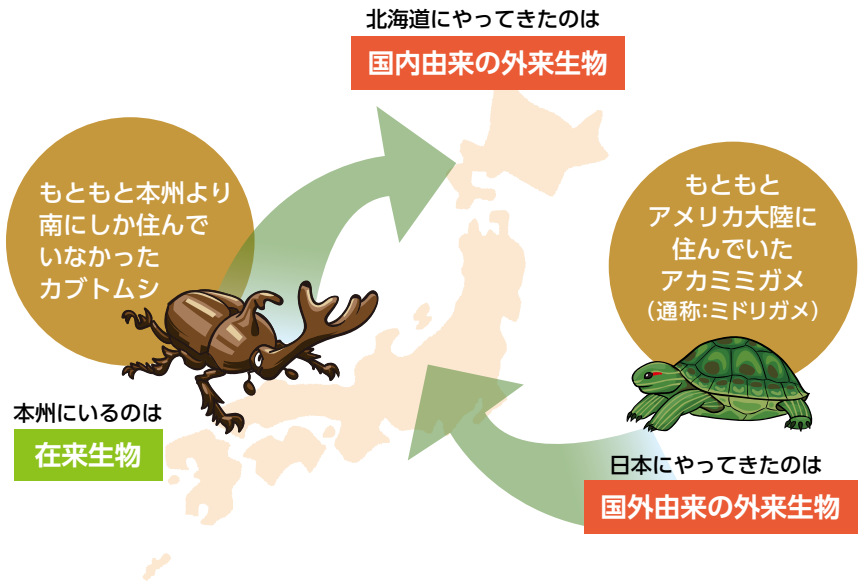
大分市
「特定外来生物」

大分市

外来種って何？

もともと、その地域にいなかったのに、**人間の活動によって**他の地域から入ってきた生き物のことです。

国外からやってきた生き物だけでなく、人の手によって国内で移動した生き物も外来種と呼びます。



もともとその地域にいなかった外来種が侵入するとどのような問題があるの？

生態系への被害

もともといた生き物たちが姿を消す



農林水産業への被害

野菜・果物・魚が食べられてしまう



ヒトの生命・身体への被害

咬まれる、刺される
新たな感染症が持ち込まれる



特定外来生物って何？

特定外来生物は、人間の活動によって海外から日本に入ってきた生き物のうち、生態系、ヒトの生命・身体、農林水産業への被害が大きい、または被害を及ぼすおそれがあるとして環境省が指定*する生き物のことです。

*「外来生物法」(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)で指定されています。

「外来生物法」について

特定外来生物による被害を防ぐため、「外来生物法」により以下の行為が**原則禁止**されています。

飼養・栽培、保管、運搬、輸入、販売、譲渡、野外への放出など

違反した場合は、内容によっては非常に重い罰則が科せられます。

分類	行為（対象：特定外来生物）	罰則（懲役または罰金）	
		個人	法人
輸入関係	許可なく輸入した場合	3年以下 または 300万円以下	1億円以下
	許可なく輸入した場合（※未判定外来生物）	1年以下 もしくは 100万円以下	5千万円以下
販売関係	許可を受けていない者に対して販売や配布をした場合	3年以下 もしくは 300万円以下	1億円以下
飼養関係	許可なく飼養等をした場合（販売・配布目的）	3年以下 もしくは 300万円以下	1億円以下
	許可なく飼養等をした場合（愛がん（ペット）等の目的）	1年以下 もしくは 100万円以下	5千万円以下
	偽りや不正をして飼養等の許可を受けた場合	3年以下 もしくは 300万円以下	1億円以下
放出関係	許可なく野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合	3年以下 もしくは 300万円以下	1億円以下

私たちにできること!

外来生物被害予防三原則

私たちのくらしの脅威になりうる外来種は

入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来生物をむやみに国内に「入れない」ことが重要です。

捨てない

すでに外来生物を飼育している場合は、野外に出さないために、絶対に「捨てない」ことが重要です。

拡げない

野外で外来生物が繁殖している場合は、それ以上「拡げない」ことが重要です。

特定外来生物を見かけたら…

不用意に捕まえたり、移動したりせずに、大分市に情報提供をお願いします。

「外来生物法」や「大分市特定外来生物の防除に関する基本方針」、「外来生物被害予防三原則」などに従い対応します。

特定外来生物の駆除を行いたい場合は？

アライグマの場合



アライグマを見かけたら、大分市環境対策課に情報提供をお願いします。

大分市は、環境省から確認を受け、「大分市アライグマ防除実施計画」に基づき防除を実施しています。提供頂いた情報を元に、アライグマが生息している可能性が高い場合は、環境対策課職員が箱わなを設置します。

市民の方が自らアライグマを捕獲したい場合は、市の「アライグマ捕獲従事者」に登録するか、または「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の捕獲許可が必要です。

※市が主催する「アライグマ捕獲従事者」を養成する講習会を修了した方は、捕獲が行えます。

講習会については市ホームページや市報をご確認ください。

オオキンケイギクの場合



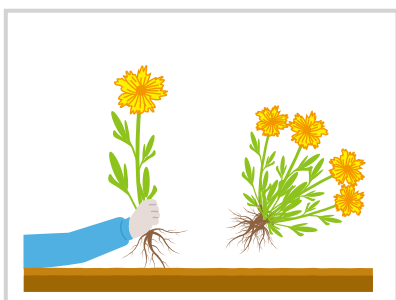
オオキンケイギクは特定外来生物ですが、駆除に特別な申請等は必要ありません。

ただし、処分するために生きたまま他の場所へ運んだり一時保管する場合は、袋に入れるなど、**種子や根が拡散しないよう**に気を付けてください。

開花期5～7月 暖かい地域では、5月初旬に咲きはじめます。

結実期6～9月 群落が満開の頃には、すでにたくさんの種子ができています。

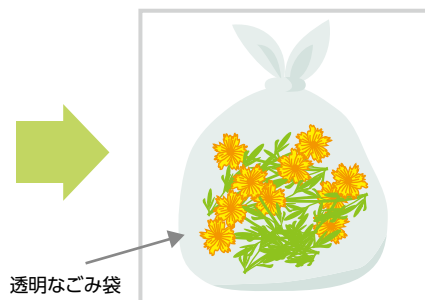
花が咲き始めた5月頃が、最も駆除しやすい時期です。



根から抜き取る



地際で刈り取る



透明なごみ袋

※一斉清掃・草刈りを行う場合は、必ず事前に各清掃事業所（清掃業務課）に電話連絡の上、ごみの収集を依頼してください。

お問い合わせ

大分市環境対策課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話:097-537-5758(直通) FAX:097-538-3302

E-mail:kankyotai5@city.oita.oita.jp